

大和市緑化の推進、緑の保全等に関する条例（逐条解説）

(目的)

第1条 この条例は、自然に恵まれた生活環境を確保するため、本市と市民が一体となって緑化及び野鳥保護の推進並びにこれらを助長するための調和的土地利用を図ることを目的とする。

【解説】

- ・ 本条例の直接目的とするところは、緑化の推進及び野鳥保護の推進とそれらを助けるために調和的な土地利用を図ることですが、その究極の目的は、「自然に恵まれた生活環境を確保する」ことであると明示されています。
- ・ 本条は、この条例の本来の目的とするところを明らかにしたものであるため、この条例の解釈及び運用は、本条に規定する精神に則って行うべきものです。
- ・ 「緑化」とは、開発等で失われた自然を取り戻すために、人の手により、草木を植え、草木が生長するように手段、手法を考え行動することを指します。
- ・ 「野鳥」とは、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」(平成14年法律第88号)に定められた野生動物のうち、鳥類に属する動物を指します。家禽やペット等、人に養われている鳥類を除きます。

(定義)

第2条 この条例において「自然に恵まれた生活環境」とは、現在及び将来の市民が、健康で快適なしかも文化的な生活を営むことができるすべての環境をいう。

【解説】

- ・ 人類は、限りある自然からの恩恵を受けながら日常生活を営む一方で、自らの生活により、自然が持つ復元能力以上の影響を及ぼしてきました。
- ・ 「自然に恵まれた生活環境」とは、将来に亘って、市民が健康で快適な、しかも文化的な生活を営むことができる環境であると定めています。すなわち、将来に亘って自然からの恩恵を受け続けることができる環境である、ということができます。

(推進事業)

第3条 本市は、自然に恵まれた生活環境を確保するため、緑化及び野鳥保護の推進並びにこれらを助長するための調和的土地利用を図る事業(以下「推進事業」という。)として、次に掲げる事

業を行うものとする。

- (1) 緑化等推進事業 植樹等主として緑化の推進を図り、併せて野鳥の保護を行うものとする。
- (2) 山林保全事業 主として市街化区域内に残存する山林で、規則で定める形状及び面積以上のものを計画的に保存するものとする。
- (3) 樹木等保全事業 健全で、かつ、樹容が美観上特に優れている樹木及び生け垣を成す樹木の集団で、規則で定める基準以上のものを保存するものとする。
- (4) 緑地保全事業 主として市街化調整区域内に残存する相当規模の一団の山林その他の緑地で、市長が保全が必要と認めるものを計画的に保存するものとする。

【解説】

- ・ ここで「山林」とは、樹木等が植えられた土地で、地方税法(昭和25年法律第226号)により、地目が「山林」と指定されている土地をいいます。
- ・ 「緑地」とは、樹林地や草地、水辺地又はこれらと似たような土地が、それぞれに良好な自然豊かな環境を形成している土地や、樹林地や草地、水辺地又はこれらと似たような土地が組み合わせたり、良好な自然豊かな環境を形成している土地を指します。また樹林地や草地、水辺地等が一体となって良好な自然環境を形成している土地を指します。
- ・ 「樹林地」とは、土地の大部分に樹木が生育している場所をいいます。
- ・ 「草地」とは、大部分が草で覆われている土地を指します。
- ・ 「水辺地」とは、池や河川の水面を含むこれらの周辺地を指します。

<第1号 緑化等推進事業について>

植樹活動や生垣の新設などの緑化推進、野鳥の保護を行う事業を指しています。

<第2号 山林保全事業について>

急速な市街化に伴い、減少した市街化区域内の山林を保全するため、残存する山林を保全する事業を指しています。

対象となる山林は、「大和市緑化の推進、緑の保全等に関する条例施行規則」(昭和48年大和市規則第26号)に定められた形状、面積を持つ山林です。

<第3号 樹木等保全事業について>

街中の緑の減少に歯止めをかけ、人々が街中で緑を目にする機会を増やすため、健全で、かつ木々の容姿が美観上優れている樹木及び生け垣を形成する木々の集団を保全する事業です。

「生け垣」とは、植物によってつくられた、家や庭などの区画として設ける囲いを指します。樹木を列植し、刈り込んで形を整えたものも多く見受けられます。

対象となる樹木は、「大和市緑化の推進、緑の保全等に関する条例施行規則」で定める基準以

上のもの、生け垣は、「大和市緑化の推進、緑の保全等に関する条例施行規則」「保存生垣指定要領」で定める基準以上のものとなります。

<第4号 緑地保全事業について>

市街化調整区域内に残存している大規模な山林や緑地のうち、市長が保全する必要があると認められたものを、計画的に保全する事業を指しています。

緑地でも、山林が伴わない樹林地以外の緑地だけでは、対象とはなりません。

(市長の義務)

第4条 市長は、推進事業の実施に当たっては、その内容を市民に周知し、市民の声を反映させるように努めなければならない。

【解説】

- ・ 市長は、それぞれの緑化推進事業を行う際には、事業内容を市民に知らせ、事業に対する市民からの意見等を事業に反映させるように努めることを定めています。

(市民の義務)

第5条 市民は、自ら緑化の推進に努め、本市の推進事業が円滑に行われるように協力しなければならない。

【解説】

- ・ 自然に恵まれた生活環境を確保するために、市民ひとりひとりが、自主的に緑化の推進に取り組むとともに、市がこの目的を達成するために行う事業に協力するように定めています。

(事業者の義務)

第6条 事業者は、その事業等により自然環境を破壊することのないように努め、自らも緑化等を図り、本市の推進事業が円滑に行われるように協力しなければならない。

【解説】

- ・ 事業者は、事業を行う際に、現存する自然環境を破壊することのないよう配慮し、事業を行うように定めています。
- ・ 事業所や工場は、宅地と比べて比較的敷地が広いことから、事業所や工場の敷地内緑化を行うことにより、大きな効果を生むことができます。そのため、事業者は、事業所や工場の敷地内への緑化等を行い、本市の緑化推進事業に協力するように定めています。

(推進事業の方法)

第7条 第3条に規定する推進事業は、樹木等の育成及び配布、緑化意識の高揚、技術的な指導、協定による保全、借用による用地の確保その他の方法により行うものとする。

【解説】

- ・ ここでは、本条例第3条で規定されている、緑化等推進事業、山林保全事業、樹木等保全事業、緑地保全事業を実施するための方法を例示しています。
- ・ ここに記している事項はもちろん、この条例の目的を達成するために有効であると思われる方法を取り入れ、事業を行っていきます。

(保存樹林等の指定)

第8条 市長は、次に掲げるものを除き、第3条第2号の山林を保存樹林として、同条第3号の樹木及び生け垣を成す樹木の集団を保存樹木及び保存生け垣として指定することができる。

- (1) 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律(昭和37年法律第142号)第2条第1項の規定により指定されている保存樹又は保存樹林
 - (2) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第109条第1項、第110条第1項若しくは第182条第2項又は大和市文化財保護条例(昭和38年大和市条例第25号)第3条の規定により指定又は仮指定されている樹木又は樹木の集団
 - (3) 森林法(昭和26年法律第249号)第25条の規定により指定されている保安林に係る樹木の集団
 - (4) 前3号以外の法律によって指定されている樹木又は樹木の集団
- 2 前項に規定する保存樹林、保存樹木及び保存生け垣(以下これらを「保存樹林等」という。)の指定を受けようとする者は、市長に申請しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による申請により保存樹林等に指定したときは、申請者に通知するとともにその旨を公告しなければならない。

【解説】

第1項について

- ・ ここでは、市長は、第3条第2号に挙げられている「山林保全事業」で保全対象となっている山林を、「保存樹林」として指定することができること、加えて、同条第3号の「樹木等保全事業」で保全対象となっている樹木、樹木の集団を、それぞれ「保存樹木」「保存生け垣」として指定することができるということが明記されています。
- 指定の際には、次の第1号から第4号に該当するものを除きます。

<第1号について>

「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」とは、昭和37年5月に定められた、国土交通省所管の法律です。都市の健全な環境の維持及び向上に寄与することを目的として、保存樹または保存樹林の指定に関して必要な事項を定めています。

この法律により、大和市を含む各市町村長は、都市計画区域内の樹木について、保存樹又は保存樹林の指定を行うことができるようになりました。

<第2号について>

「文化財保護法」とは、昭和25年5月に定められた、文部科学省・文化庁所管の法律です。文化財を保存し、かつ活用を図ることにより、日本国民の文化の向上に役立てること目的として定められました。

また、「大和市文化財保護条例」は、「文化財保護法」に基づき、昭和38年10月に定められた条例です。

<第3号について>

「森林法」は、昭和26年6月に定められた、農林水産省・林野庁所管の法律です。日本の森林、林業についての基本法となっており、森林計画や保安林制度等が定められています。

<第4号について>

第1号から第3号に挙げられている法律以外の法律により、すでに何らかの指定を受けて保全されている樹木や樹木の集団は、本条例に基づく「保存樹林」「保存樹木」「保存生け垣」に指定することはできません。

第2項について

- ・ 本条例に基づく保存樹林、保存樹木、保存生け垣の指定を受けようとする人は、「大和市緑化の推進、緑の保全等に関する条例施行規則」で定められている様式を用いて、市長へ申請しなければいけないことが記載されています。
- ・ 保存樹林、保存樹木、保存生け垣への指定は、山林や樹木の所有者からの申請があったものについて、「大和市緑化の推進、緑の保全等に関する条例施行規則」に基づいた審査を行い、市長が指定します。

第3項について

- ・ 市長が、山林や樹木の所有者からの申請を受け、保存樹林、保存樹木、保存生け垣を指定した場合は、指定した旨を申請者に通知するとともに、広く人々に知らせるため、文書で公告しなければならないことが記載されています。

(指定の解除)

第9条 市長は、指定されている保存樹林等が前条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき、指定の理由が消滅したときその他保存樹林等の所有者(以下単に「所有者」という。)の申出によりやむを得ないと認めるときは、遅滞なく、指定を解除するものとする。この場合において、市長は、その旨を公告しなければならない。

【解説】

- ・ 指定されている保存樹林、保存樹木、保存生け垣が、「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」によって保存樹や保存樹林に指定された場合、「文化財保護法」により記念物に指定または仮指定された場合、「森林法」により保安林に指定された場合、また、その他の法律により何らかの指定を受けた場合は、市長はこの条例による保存樹林、保存樹木、保存生け垣の指定を解除します。
- ・ また、指定した保存樹林等が伐採されるなどして、保存樹林、保存樹木、保存生け垣に指定した理由がなくなってしまった場合も、市長は指定を解除します。
- ・ 所有者が解除の申し出をし、市長がやむを得ないと認めるときは指定を解除します。
- ・ 保存樹林等の指定を解除した場合は、広くその事実を知らせるため、市長は文書で公告しなければならないことが記載されています。

(標識の設置)

第10条 市長は、保存樹林等を指定したときは、これを表示する標識を設置することができる。

2 何人も前項の規定によって設けられた標識を損傷し、又は市長の承認を得ないで移転若しくは除去してはならない。

【解説】

- ・ 保存樹林、保存樹木、保存生け垣を指定した場合、指定した場所であることを明確にするため、所有者の希望により、標識を設置することができます。
- ・ 誰であっても設けられた標識を壊したり、市長の承諾を得ないで標識を移動させたり取り払ったりしてはいけません。

(協定の期間)

第11条 第7条の規定による協定の期間は、5年以内で別に市長が定める。

【解説】

- ・ 第7条に書かれている推進事業として、協定による保全を行おうとする場合には、締結する協

定の期間は最長5年とし、市長が期間を定めます。

(助成)

第12条 市長は、第8条第1項の規定により保存樹林等の指定をしたときは、予算の範囲内において助成を行うものとする。ただし、前条の規定による協定の期間内に、所有者の申出によりやむを得ないと認めたときに該当し当該指定を解除したときは、助成の額を規則で定める方法により減ずるものとする。

【解説】

- ・ 保存樹林、保存樹木、保存生け垣に指定したものについて緑の保全を図るため、市長は、「大和市緑化の推進、緑の保全等に関する条例施行規則」に基づき、予算の範囲内で助成金を支払います。
- ・ 保全協定を締結している5年間に満たないうちに、所有者の都合で指定を解除した場合は、「大和市緑化の推進、緑の保全等に関する条例施行規則」に基づき、助成金の額は減額されます。

(申請)

第13条 前条の規定により助成を受けようとする者は、市長に申請しなければならない。

【解説】

- ・ 助成を受けるためには、保存樹林、保存樹木、保存生け垣の所有者は、市長に助成の申請をする必要があります。
- ・ 助成を受けるために必要な手続きは、「大和市緑化の推進、緑の保全等に関する条例施行規則」に定められています。

(勧告)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、所有者に勧告することができる。

【解説】

- ・ 保存樹林や保存樹木、保存生け垣の所有者が、管理を怠ったり、危険を放置したりするなど、勧告の必要があると市長が認めた場合は、市長は所有者に対して勧告をすることができます。

(助成の停止等)

第15条 市長は、所有者が推進事業の趣旨に反するような行為をしたときは、当該所有者に対する当該年度以降における助成を停止し、かつ、既に助成した額に相当する金額を返還させることができる。

【解説】

- ・ 保存樹林や保存樹木、保存生け垣の所有者が、市の緑化推進事業の目的に反するような行為（例えば、樹木の伐採行為等）をしたときは、その所有者に対して、その年度分の助成を停止することができます。
- ・ また、その場合、協定を締結または更新した時まで遡り、市は所有者に対して、既に助成した額に相当する金額の返還を求めることができます。

(委任)

第16条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

【解説】

- ・ この条例を施行するにあたり、必要なことは、「大和市緑化の推進、緑の保全等に関する条例施行規則」(昭和48年大和市規則第26号)に定められています。